

## 告 示

### 埼玉県告示第八百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- （1）循環型社会形成推進基本法を踏まえ、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、リサイクル関連法令に従い、リサイクルを積極的に推進すること。また、廃棄物については分別を徹底し、法令を遵守して適正に処理・処分すること。
- （2）店舗の設置工事の手法によっては、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出書の提出、または、越谷市環境保全条例に基づく特定建設作業実施届出書の提出が必要となる場合があるため、事前に環境政策課との協議を行うこと。

#### 二 縦覧期間

平成二十八年六月十四日から平成二十八年七月十四日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター